

著作権、商標権とは何か

POINT 著作権は著作物を創作したときに発生
商標権は商標登録を出願し、審査にパスし、登録料納付後に発生

2020年東京オリンピックのエンブレムに関する報道の中に著作権、商標権という言葉が度々でてきますが、これらは何のような権利なのでしょうか？

著作権とは

(著作権の発生)

著作権は、著作物を創作することにより発生します。著作物とは思想または感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいいます。

エンブレムに限らず、小説、論文、絵画、楽曲等が著作権によつて保護されています。著作権は、権利の取得にあつて役所などに届け出る必要はなく、著作物を創作したときに発生します。

(著作権の内容)

著作権は、「財産権」としての著作権」と「著作者人格権」の2つに分けられます。

「財産権としての著作権」

たとえば、エンブレムを創作したデザイナーが、このエンブレムの使用を希望する企業と契約して使用料を得る場合が「財

産権としての著作権」の行使ということになります。エンブレムを企業の商品に付す、すなわちデザイナーがエンブレムの複製を第三者に認めることで利益を得るわけです。これを複製権といい、著作権制度の中心となるものです。

「財産権としての著作権」の存続期間は原則として著作者の死後50年で終了します。

この「財産権としての著作権」は譲渡することができます。したがつて、会社がデザイナーからエンブレムに関する「財産権としての著作権」を譲渡してもらい、この譲渡してもらった「財産権としての著作権」に基づいて第三者エンブレムの使用を許諾して、使用料を得ることもできます。

「著作者人格権」

たとえば、デザイナー(著作者)に無断でエンブレムの一部を変更して使用すると、

「著作者人格権」を侵害するおそれがあります。デザイナーの人格的利益を害することになるからです。

「著作者人格権」は著作者の死亡によつて消滅します。「著作者人格権」は譲渡することができません。デザイナーの人格的利益を護るものであり、一身専属的なものだからです。

商標権とは

(商標権の発生)

商標権は、特許庁に商標登録出願を行う、審査にパスし、さらに登録料を納付することで発生します。商標とは、事業者が自己の商品役務(サービス)を他人のものと同区別するために使用するマーク(識別標識)です。

エンブレムに限らず、文字、記号、立体的な形状等も商標となります。

(商標権の内容)

商標権は、商標権者が指定商品または指定役務について登録商標を使用する権利を専有することを内容としています。すなわち、登録商標を正当な権限のない他人が指定商品または指定役務に使用

することは認められません。なお、指定商品(指定役務)について使用を許諾する使用権を設定することも可能です。

商標権の存続期間は、設定登録の日から10年です。ただし、更新登録申請によつて更新でき、20年、30年、40年…存続させることが可能です。

静岡商工会議所では毎月第4火曜(静岡支所)、偶数月第3水曜(清水支所)、奇数月第4水曜(清水産業・情報プラザ)に発明・特許相談会を開催しています。ご希望の方は、中小企業相談所

静岡支所 電話 054・253・5113
清水支所 電話 054・353・3401
静岡市清水産業・情報プラザ 電話 054・355・5400へ、ご連絡ください。

回答



吉川国際特許商標事務所
弁理士
静岡商工会議所・専門相談員
吉川晃司 さん